

平成26年12月24日
内閣人事局

管理職への任用状況等について(平成26年度)

1. 管理職への任用に関する状況(平成26年10月1日時点)

(1) 管理職員数等

イ 管理職員数及び割合

試験区分		Ⅰ種試験等		Ⅱ種試験等		Ⅲ種試験等		その他		合計	
			うち女性		うち女性		うち女性		うち女性		うち女性
室長級	人数	1670	132	359	12	453	22	163	11	2645	177
	割合	63.1%	7.9%	13.6%	3.3%	17.1%	4.9%	6.2%	6.7%	100%	6.7%
課長級	人数	1585	59	61	1	91	6	71	6	1808	72
	割合	87.7%	3.7%	3.4%	1.6%	5.0%	6.6%	3.9%	8.5%	100%	4.0%
合計	人数	3255	191	420	13	544	28	234	17	4453	249
	割合	73.1%	5.9%	9.4%	3.1%	12.2%	5.1%	5.3%	7.3%	100%	5.6%

(注)1 「管理職(管理職員)」とは、本府省内部部局、外局の内部部局、内閣府北方対策本部、内閣府国際平和協力本部に属する官職であって、職制の段階が「室長級」又は「課長級」の官職を占める職員をいう。専門スタッフ職俸給表の適用を受ける職員については対象外。

2 「Ⅰ種職員等」とは、国家公務員採用Ⅰ種試験、その他Ⅰ種試験に準ずる試験をいう。

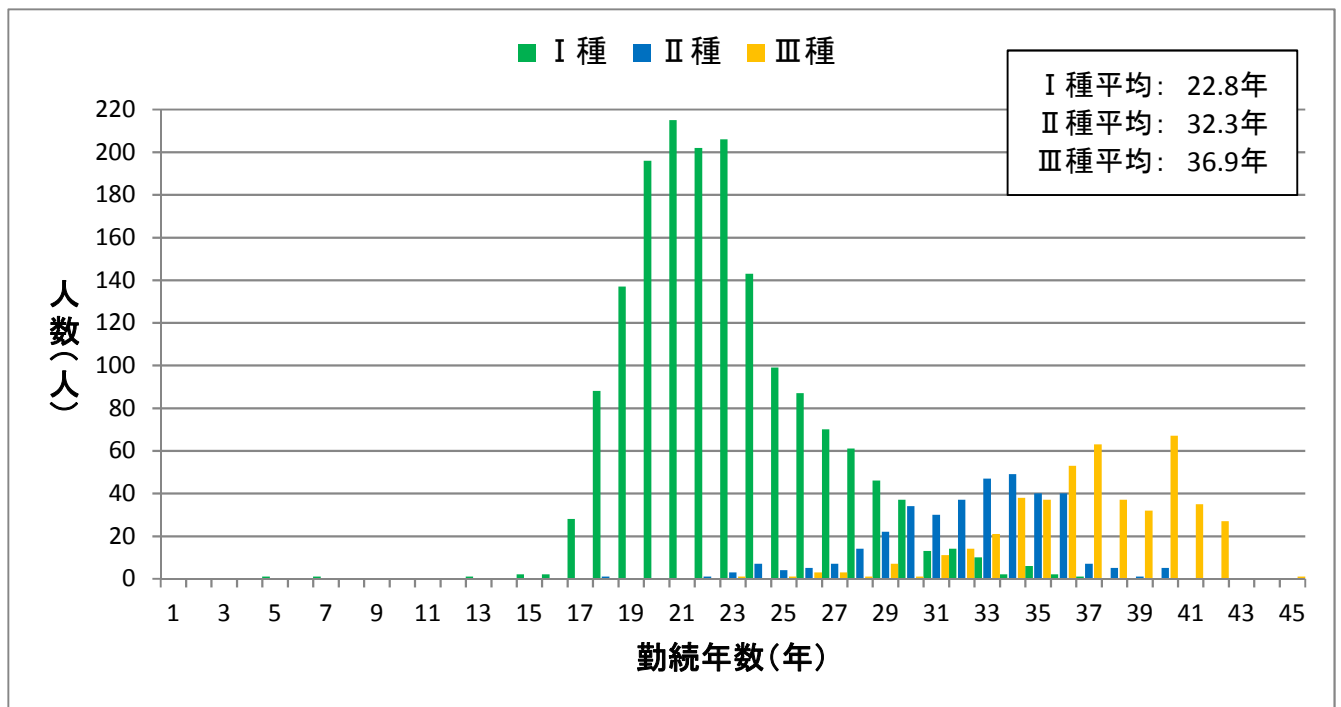
3 「Ⅱ種職員等」とは、国家公務員採用Ⅱ種試験、法務教官採用試験、外務専門職採用試験、国税専門官採用試験、労働基準監督官採用試験、その他Ⅱ種試験に準ずる試験をいう。

4 「Ⅲ種職員等」とは、国家公務員採用Ⅲ種試験、皇宮護衛官採用試験、刑務官採用試験、入国警備官採用試験、その他Ⅲ種試験に準ずる試験をいう。

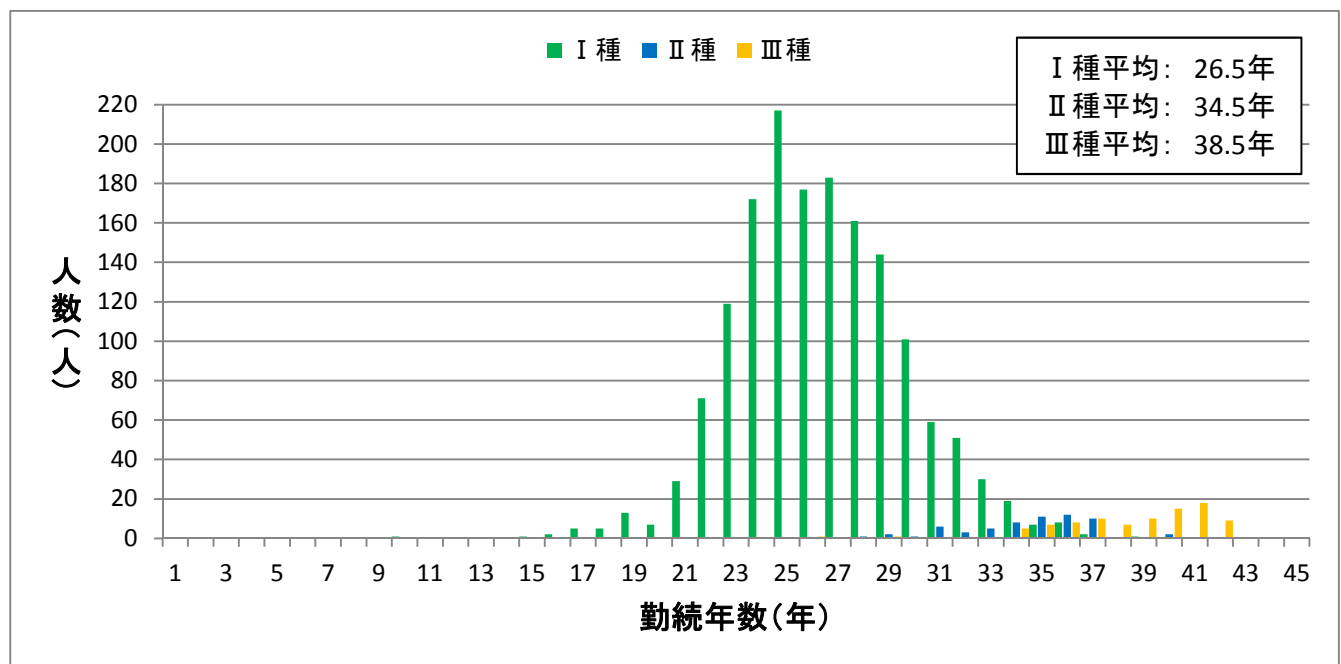
5 「その他」とは、選考採用者などをいう。

6 女性の割合は、採用試験別の人数に対する割合を表す。

ロ 本府省室長級の職員についての採用からの勤続年数



ハ 本府省課長級の職員についての採用からの勤続年数



(2) 管理職員の府省間人事交流の実施状況

(単位:人)

	採用府省以外の府省 での勤務者数			採用府省以外の府省 からの勤務者数		
	室長級	課長級	合計	室長級	課長級	合計
内閣官房	0	0	0	106	207	313
内閣法制局	0	0	0	0	22	22
内閣府	13	18	31	41	70	111
宮内庁	0	0	0	0	8	8
公正取引委員会	3	3	6	0	2	2
警察庁	13	22	35	4	0	4
特定個人情報保護委員会	0	0	0	3	1	4
金融庁	1	1	2	18	20	38
消費者庁	0	0	0	11	8	19
復興庁	0	0	0	15	29	44
総務省	29	69	98	7	12	19
法務省	8	15	23	1	3	4
外務省	10	26	36	4	2	6
財務省	26	54	80	4	5	9
文部科学省	30	32	62	9	3	12
厚生労働省	29	35	64	8	4	12
農林水産省	24	29	53	3	5	8
経済産業省	31	45	76	9	6	15
国土交通省	42	66	108	7	12	19
環境省	5	8	13	28	11	39
防衛省	20	21	41	4	5	9
会計検査院	0	0	0	1	4	5
人事院	1	2	3	2	7	9
合計	285	446	731	285	446	731

	室長級	課長級	合計
管理職員数(人)(再掲)	2645	1808	4453
管理職員数に対する 採用府省以外の府省 での勤務者数の割合(%)	10.8	24.7	16.4

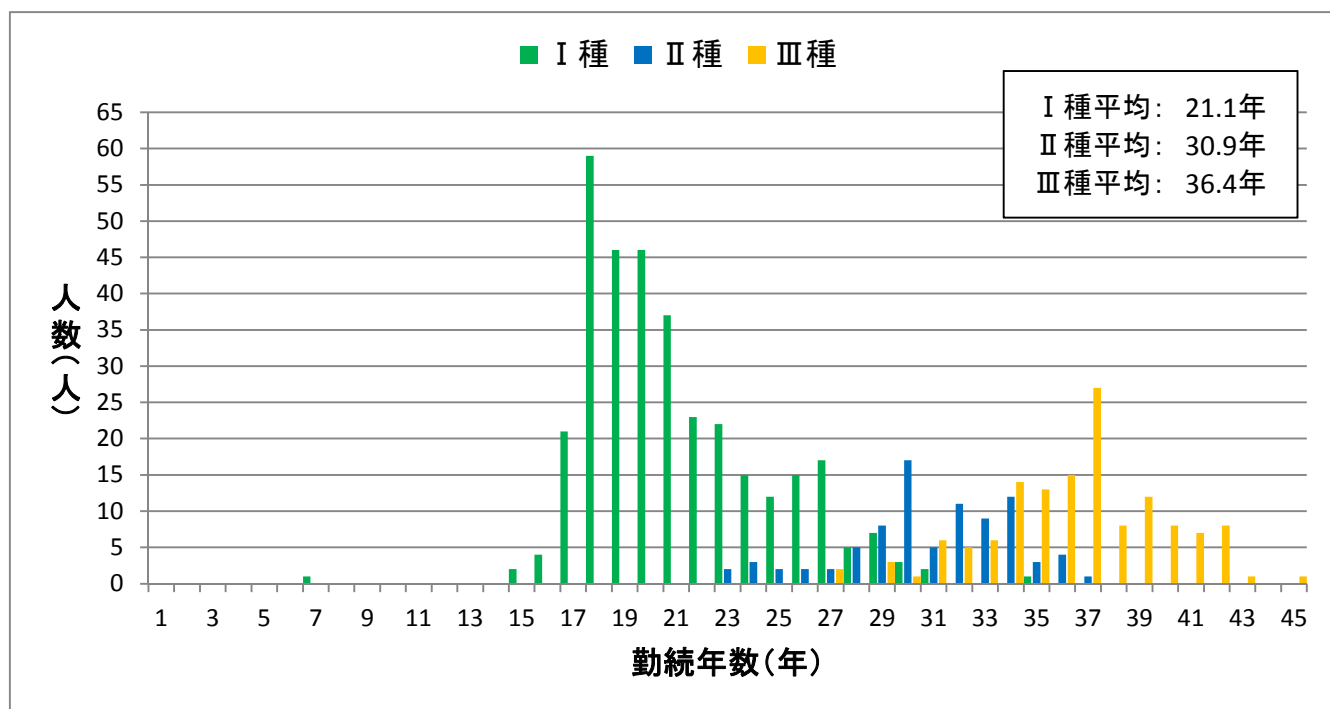
2. 本府省管理職に初めて任用された者についての状況(平成25年10月2日～平成26年10月1日)

(1) 本府省管理職に初めて任用された職員の採用試験の種類及び勤続年数

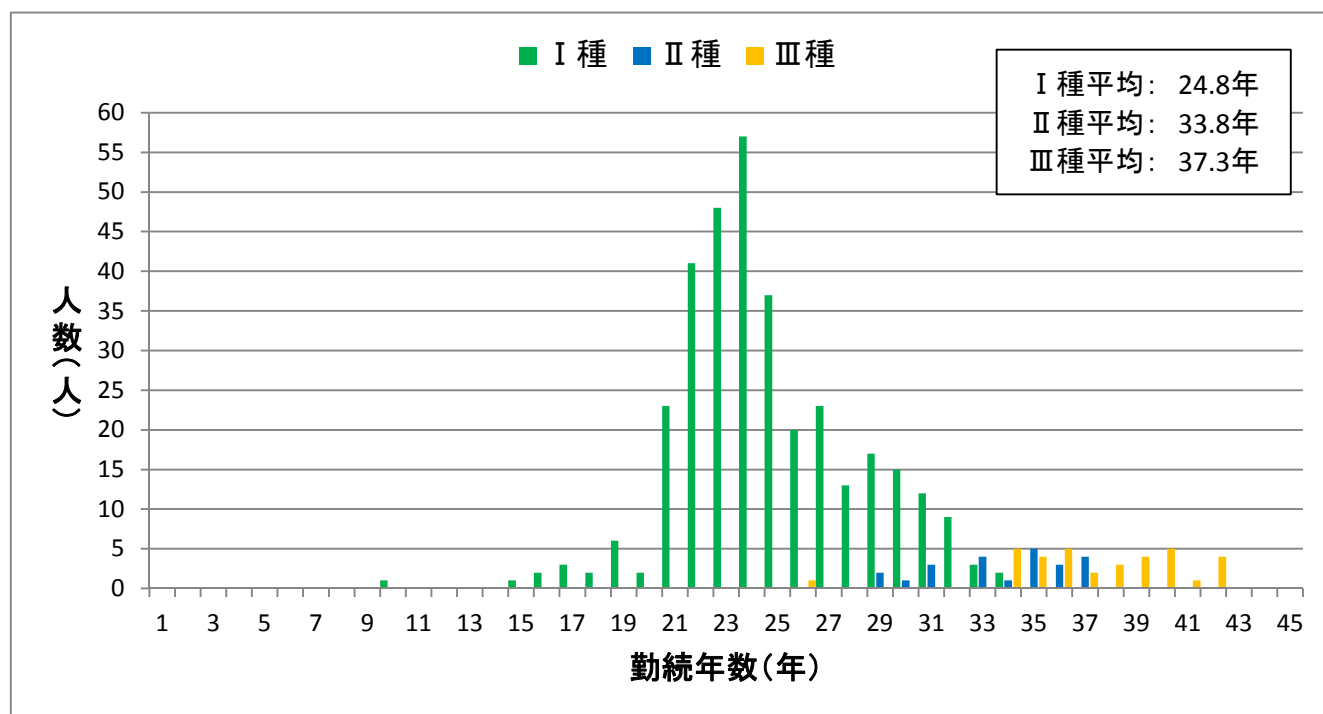
イ 本府省室長級又は課長級の官職に任用されたことのない職員のうち、初めて本府省室長級又は課長級の官職に任用された職員数及び割合

試験区分		Ⅰ種試験等		Ⅱ種試験等		Ⅲ種試験等		その他		合計	
			うち女性		うち女性		うち女性		うち女性		うち女性
室長級	人数	338	31	86	5	137	5	66	3	627	44
	割合	53.9%	9.2%	13.7%	5.8%	21.9%	3.6%	10.5%	4.5%	100%	7.0%
課長級	人数	337	20	23	1	34	1	22	1	416	23
	割合	81.0%	5.9%	5.5%	4.3%	8.2%	2.9%	5.3%	4.5%	100%	5.5%
合計	人数	675	51	109	6	171	6	88	4	1043	67
	割合	64.7%	7.6%	10.5%	5.5%	16.4%	3.5%	8.4%	4.5%	100%	6.4%

ロ 本府省室長級の官職に初めて任用された職員についての採用から当該任用までに要した勤続年数



ハ 本府省課長級の官職に初めて任用された職員についての採用から当該任用までに要した勤続年数



(2) 本府省管理職に初めて任用された職員の出向経験

(単位:人)

出向回数	0回	1回	2回以上
室長級	157	138	332
課長級	55	62	299

(注)「出向」には、他府省、在外公館、地方公共団体、民間企業等が含まれる。

3. これまでの慣行にとらわれない人事運用を行った取組例(平成25年10月2日～平成26年10月1日)

府省等名	これまでの人事慣行にとらわれない任用内容等
内閣官房	多様な勤務機会の付与の観点から、若手職員については内部管理業務及び法令・政策の企画立案業務等の性質の異なる業務を幅広く経験できるよう人事管理を行っている。
内閣法制局	多様な勤務機会の付与の観点から、若手職員のうちに、他府省への出向を最低1回は経験するよう人事管理を行っている。
内閣府	・恒常的に国家公務員採用Ⅰ種試験の合格者が就いていた官職に、国家公務員採用Ⅰ種試験の合格者以外の職員を採用した。 ・優れた能力を有すると認められた者を選考採用し、局長クラスに登用した。 ・組織の活性化と職員の士気を高めるため、優れた能力を有すると認められた職員の早期登用を行った。
宮内庁	多様な事務機会の付与の観点から、本省内部部局と地方支分部局や施設等機関を横断した人事異動を行っている。
公正取引委員会	恒常的に国家公務員採用Ⅰ種試験の合格者が就いていた官職に、国家公務員採用Ⅰ種試験の合格者以外の職員に登用した。

府省等名	これまでの人事慣行にとられない任用内容等
警察庁	・都道府県警察採用の優秀な警察官で、当該都道府県警察の推薦に基づき警部等の階級で警察庁に中途採用された者(推薦者)を、滋賀県警察本部長や、警察庁刑事局犯罪鑑識官、警察庁刑事局捜査第一課特殊事件捜査室長等の警察庁内部部局課室長級の官職に登用した。 ・国家公務員採用Ⅱ種試験(行政)採用職員を、茨城県警察本部警務部長を始めとする14県の警察本部警務部長等に登用した。
金融庁	・国家公務員採用上級乙試験採用職員を、従来国家公務員採用Ⅰ種試験等の合格者が就いていた総務企画局審議官(部長級)に登用した。 ・係長から課長補佐(監督局総務課課長補佐等)に早期登用した。
消費者庁	多様な勤務機会の付与の観点や同一官職在職期間の長期化等に伴う弊害の防止の観点から、他省庁との間の交流等について、概ね2年サイクルでの異動を行っている。今後も採用昇任等基本方針等に沿って、適切な任用を行うこととする。
総務省	・二段階上位の職制上の段階に属する官職へ昇任させた(官房総務課長から、官房地域力創造審議官へ)。 ・多様な勤務機会付与の観点から、地方支分部局で採用された若手職員については、原則として採用2～3年目のうちに本省内部部局の業務を経験させるよう、人事管理を行っている。
法務省	・二段階上位の職制上の段階に属する官職へ昇任させた(公安調査庁調査第一部第一課総括課長補佐(内部部局の課長補佐級)から公安調査庁調査第一部公安調査管理官(内部部局の課長級)及び法務省入国管理局総務課難民認定室長(内部部局の室長級)から札幌入国管理局長(内部部局の部長級))。 ・従前、首席社会復帰調整官は、地方公共団体等の外部から任期付採用し登用してきたところ、平成26年度においては、社会復帰調整官として選考採用された者の中から、首席社会復帰調整官の職務に対応し得る十分な経験や知識を持つ者を東京、大阪及び名古屋保護観察所の首席社会復帰調整官に登用した。
外務省	・多様な勤務機会の付与の観点から、本省内部部局と在外公館を横断した人事異動を行っている。 ・従来、外務公務員上級試験採用職員のみがついていた、国際報道官、儀典総括官のポストに外務専門職試験採用職員を登用した。 ・課室長級ポストを含め、採用試験にとられない省内公募制度の積極的に活用した。 ・外務省専門職職員及び国家公務員Ⅲ種試験採用職員に期待される専門性を更に向上させる一助とするための「専門官制度」の積極的に活用した。 ・国家公務員Ⅲ種試験採用職員を室長級の中南米局中米カリブ課地域調整官、領事局政策課企画官等登用した。
財務省	・従来、国家公務員採用Ⅰ種試験採用職員が就いていた官職に国家公務員採用Ⅰ種試験採用職員以外の職員を登用した(大臣官房参事官、関税局監視課長)。 ・多様な経験・訓練を通じて個々の職員の能力向上に有用であると考えられることから、本省庁と地方機関、地方機関同士、他省庁との人事交流などを積極的に取り組んでいる。 (新たに、指定職級と課長級の職員について、他省庁との人事交流を実施) ・内部の異動に関して特定の職種経験に偏らないよう様々な業務を経験させることとし、新たな知識の習得や相互理解の醸成等、長期的視野に立った人材育成を実施することとしている。 ・困難かつ多様な行政課題に的確に対応するため、官民交流採用や任期付採用により、外部人材を積極的に受け入れている。
文部科学省	・従来、事務系採用職員のみが就いていた文化庁文化部長に、初めて技術系採用職員を登用した。 ・文部科学本省初の幹部職への民間人登用として、科学技術・学術政策局次長に民間企業から起用した。 ・食育や子供の体験活動の推進等の政策に関する省庁間連携を強化するため、大臣官房審議官(生涯学習政策局担当)に農林水産省から起用した。

府省等名	これまでの人事慣行にとられない任用内容等
厚生労働省	・従来、国家公務員採用上級甲種試験及びⅠ種試験採用職員のみが就いていた「労働基準局労働保険徴収課長」のポストに、平成26年7月11日付で労働基準監督官採用試験の採用職員を初めて登用した。 ・従来、国家公務員採用Ⅰ種試験採用職員のみが就いていた「職業安定局派遣・有期労働対策部需給調整事業課派遣・請負労働企画官」のポストに、平成26年9月1日付で国家公務員採用初級試験採用職員を初めて登用した。 ・従来、事務官が就いていた「老健局長」のポストに、平成26年7月11日付で、技官を登用した。
農林水産省	・従来技術職採用者が就いたことのない官職に、初めて技術職採用者を登用した(食料産業局長)。 ・これまで交流実績がなかった文部科学省及び国土交通省のそれぞれと、官房審議官級同士の交流をした。
経済産業省	・従来、国家公務員採用Ⅰ種試験の合格者が就いていた官職に、国家公務員採用Ⅰ種試験の合格者以外の職員を登用した(商務情報政策局保安課長)。 ・国家公務員採用Ⅰ種(事務系)試験採用者を充てていた大臣官房三課長に6年振りに国家公務員採用Ⅰ種(技術系)試験採用者を登用した(大臣官房会計課長)。 ・新たに指定職級と参事官級の職員について他省庁との人事交流を実施した。 ・若手の平成7年入省職員を本省課長に登用した(中小企業庁経営支援部創業・新事業促進課長)。 ・能力と意欲のある若手職員の活力を引き出すため、成績優秀な国家公務員Ⅱ種試験採用職員を国家公務員Ⅰ種試験採用職員として職種変更し、補佐ポストに登用した。 ・成績優秀な若手職員を通常よりも早期に補佐ポストに登用し、通常の昇格速度より早く上位の級に昇格させた。 ・多様な勤務機会付与の観点から、若手職員のうちに総括・調整業務だけでなく、法令・政策の企画立案、予算・制度の執行、国際関係業務等様々な経験をさせ、将来のキャリアパス形成の土台となるような人事管理を行っている。 ・多様な勤務機会付与の観点から、本省内部部局と地方支分部局、地方自治体、他省庁との間で人事交流等を行っている。
特許庁	・多様な勤務機会の付与の観点から、係員のうちに、できるだけ特許庁外への出向・派遣等が経験出来るような人事管理を行っている。 ・同一官職在職期間の長期化等に伴う弊害の防止の観点から、特許審査等の専門職種以外では、2年程度を目途に人事異動が出来るような人事調整を行っている。
国土交通省	・広い視野に立った人材を育成する観点から、他省庁、地方公共団体、地方機関等との人事交流を積極的に推進した。 ・幅広い行政課題に適確に対応するため、官民交流や任期付採用により外部からの人材受け入れを推進した。 ・地方運輸局において、従来本局課長ポスト経験者を登用していた本局筆頭課長ポストに、経験・実績を有すると認められた運輸支局課長職員を慣行にとられず直接登用した。 ・従来、国家公務員Ⅰ種試験採用職員のみが就いていた地方整備局事務所長ポストに、国家公務員初級試験採用職員が任用された。 ・海上保安庁において、従来海上保安大学校学生採用試験の合格者が就いていた官職に、海上保安学校学生採用試験合格者の職員を登用した。 ・多様な勤務機会の付与の観点から、海上保安庁において将来陸上上位ポストへの登用が見込まれる者について、異なる部門への人事異動を行った。
環境省	・国家公務員採用初級試験(林業)採用職員を本省室長級に相当する新宿御苑管理事務所長に登用した。 ・国家公務員採用初級試験(林業)採用職員を本省室長級に相当する中部地方環境事務所保全統括官に登用した。
防衛省	多様な勤務機会の付与の観点から、労務管理課(一般職)の経験のみならず、防衛省内部部局における他部門の経験及び地方支分部局における防衛施設行政についての業務経験を積ませるために人事異動を行った。

会計検査院	・従来国家公務員採用中級試験採用者が就くことが少なかった管理職(課長級)へ中級採用職員を積極的に登用した (事務総長官房厚生管理官、第3局監理官、第4局農林水産検査第4課長及び第5局監理官)。 ・多様な勤務機会の付与の観点から、若手職員のうちに、院内全体の総括・調整等を担う官職を経験するよう人事管理を行っている。
人事院	・国家公務員採用初級・中級試験採用の職員2名を指定職ポスト(職員福祉局職員団体審議官、関東事務局長)に登用した。

(参考)

女性の登用に関しては、「女性国家公務員の登用状況及び国家公務員の育児休業の取得状況のフォローアップ」(平成26年12月19日公表)において公表している。

http://www.cas.go.jp/jp/gaiyou/jimu/jinjiyoku/files/h261219_followup.pdf

4. 採用(選考を含む)の状況(平成25年10月2日～平成26年10月1日)

(1) 採用職員数

(単位:人)

総数	うち女性
10862	3176

(2) 選考によって新たに採用した者のうち、公募手続を経て採用した者の状況

(単位:人)

選考によって新たに採用した者			
	うち女性	うち公募手続を経て採用した者	
	(割合)	(割合)	うち女性 (割合)
2166	1107 (51.1%)	1984 (91.6%)	1027 (51.8%)

(注)「選考によって新たに採用をした者」とは、一般職の常勤職員に係る選考採用のうち、特別職・地方公共団体・独立行政法人等からの選考採用、かつて職員であった者の選考採用又は人事交流の一環として行われる選考採用を除いたものをいう。

(3) 選考採用者のうち公募手続を経ずに採用した者について、公募手続を行わなかった具体的理由

- ・特殊(高度)な知識及び経験が必要なため。
- ・(専門的知識、判断力、調整能力など)総合的に高い能力を持った人材を確保する必要があったため。
- ・長期継続性が求められる業務であることから、当初公募手続により採用した者を引き続き採用したため。
- ・職員の育児休業取得により、その業務を処理する人材を緊急に要したため。
- ・組織の統合により、当該組織の新規採用内定者を採用したため。

(4) 職位ごとの選考によって新たに採用した者の人数

(単位:人)

幹部職(相当職含む)		管理職(相当職含む)		課長補佐(相当職含む)		係長(相当職含む)以下	
うち女性		うち女性		うち女性		うち女性	
4	1	15	3	355	57	1792	1046

(5) 選考採用により管理職(相当職含む)以上の官職に採用した者の所属・官職等

府省名	官職
内閣官房	内閣審議官(内閣官房副長官補付)
内閣府	官民人材交流センター官民人材交流副センター長
	経済社会総合研究所研修所総務部長
	経済社会総合研究所上席主任研究官
金融庁	検査局総務課統括検査官
法務省	東北地方更生保護委員会等(計6庁)・委員
財務省	国際局為替市場課資金管理専門官
文部科学省	科学技術・学術政策局次長
厚生労働省	国立療養所邑久光明園所長
	国立保健医療科学院統轄研究官
	国立障害者リハビリテーションセンター病院副院長
	国立障害者リハビリテーションセンター研究所運動機能系障害研究部長
	国立感染症研究所インフルエンザウイルス研究センター長